

「ネクストウィル・タックスレビュー」では、毎月 1 回、法人税、所得税、相続税等の税務情報を配信させていただきます。特に税制改正等の注目度の高い税務については、なるべく早く取り上げていきたいと思っております。ご自分が税務でお悩みの方はもとより、日頃から税務でお悩みの方と接する機会の多い、**弁護士、司法書士、不動産鑑定士、社会保険労務士等の士業の先生方、不動産関連業界及び金融機関の方々**などのクライアントサービスに役立つ情報の配信を心がけております。ぜひご活用ください。

— 平成 25 年度税制改正動向 —

平成 25 年度税制改正に向け、各省庁からの改正要望も出揃い、政府税制調査会の議論が始まりました。社会保障と税の一体改革として、既に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(以下、「消費税法改正法」)が本年 8 月に成立していますが、その際、所得税及び相続・贈与税については「平成 24 年度中に必要な法制上の措置を講ずる」として見送られており、平成 25 年度税制改正では、所得税及び相続・贈与税についての改正項目のほか、各省庁からの税制改正要望をどのように反映するのか注目されています。

今回のタックスレビューでは、平成 25 年度税制改正要望のひとつである住宅取得に係る負担軽減措置について、また相続税法改正の動向について紹介していきたいと思っております。

1. 住宅取得に係る負担軽減措置

(1) 住宅ローン減税の延長・拡充及び住民税からの控除拡大

平成 25 年度末で期限が切れる住宅ローン減税を 5 年延長し、所得税額からの最大控除額を現行の年間 20 万円(平成 25 年入居の場合)から 50 万円に引き上げる提案がされています。また、住民税控除額については、納税者の所得によっては住宅ローン控除枠を使い切れないケース(下記図参照)が生じる点を配慮し、上限控除額(現行は上限 9.75 万円)の引き上げが提案されています。

◆年収に応じた税額/制度拡充後(住民税控除額は現行制度要件)の住宅ローン減税の適用イメージ

【ケース設定:借入額=3,000万円、年間控除額=30万円】(控除率は1.0%と仮定) (参考:国土交通省作成資料)

年収	所得税額	住民税額	所得税からの控除額	住民税からの控除額	控除総額	控除しきれない額 【年間控除額(30万円)-控除総額】
400万円	7.5万円	16.6万円	7.5万円	7.5万円	15.0万円	15.0万円
500万円	12.3万円	24.2万円	12.3万円	9.75万円	22.05万円	7.95万円
600万円	19.3万円	31.4万円	19.3万円	9.75万円	29.05万円	0.95万円
700万円	30.1万円	39.4万円	30.0万円	0	30.0万円	0
800万円	46.1万円	47.7万円	30.0万円	0	30.0万円	0
900万円	62.1万円	56.3万円	30.0万円	0	30.0万円	0
1,000万円	79.3万円	63.1万円	30.0万円	0	30.0万円	0

中堅所得者は、ローン減税を拡充しても負担軽減効果が不十分(控除可能額を使い切れない)

モデル:夫婦+子2人(16歳未満)の給与所得者

控除額上限要件(※)により、住民税からの控除には限界がある

(※)住民税からの控除額要件(現行)

次のいずれか低い額を控除

(1)前年度課税所得×5%

(2)9.75万円

【例】

前提条件:年収 500 万円 家族構成 夫婦+子ども 2 人 住宅ローン残高 3,000 万円

所得税 12.3 万円 住民税 24.2 万円 前年度課税所得 350 万円

① 控除可能額:住宅ローン残高 3,000 万円 \times 1.0%=30 万円(控除可能額)

② 控除対象額:所得税 12.3 万円+住民税 9.75 万円(※)=22.05 万円

(※) 住民税の控除対象額は以下の通り

イ 前年度課税所得 350 万円 \times 5%=17.5 万円

ロ 9.75 万円

ハ イ>ロ ∴9.75 万円(イ、ロのいずれか低い額が控除対象額)

③ 控除総額:30 万円>22.05 万円 ∴22.05 万円

→控除可能額 30 万円に対して実際の控除総額は 22.05 万円であり、控除しきれない額が 7.95 万円生じており住宅ローン控除枠を使い切れていません。そのため、住民税控除限度額(上記ケース②ロ)の引き上げが提案されています。

(2) 住宅の取得に係る取引課税の非課税化等

国土交通省から政府税制調査会に対して、住宅を購入する際に生じる取引課税(登録免許税、印紙税、不動産取得税)についての非課税化の提案が提出されています。さらに、住宅取得にかかる負担を増やさないために「十分な給付措置(予算)が不可欠」との表現で、購入補助についての要望もなされており、住宅購入補助支援の規模拡大が提案されています。

2. 相続税法の改正動向

相続税の基礎控除の引下げや税率構造の見直し等、平成 23 年度の税制改正で先送りされた項目は、本年 8 月に既に成立した消費税法改正法においても除かれており、改正は見送られました。しかし、消費税法改正法において資産課税について次のことを検討することが明記されています。

第 7 条

税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置

(中略)

4 資産課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ 事業承継税制について、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行い、第 5 条の規定の施行に併せて見直しを行う。

ロ 相続税について、老後における扶養の社会化が高齢者の資産の維持に寄与している面もあることも踏まえ、課税方式を始めとした様々な角度から引き続きその在り方を検討する。

また、消費税法改正法の「附則第 21 条 資産課税に係る措置」において次のことが明記されております。

資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点からの相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点からの贈与税の見直しについて検討を加え、その結果に基づき、平成 24 年度中に必要な法制上の措置を講ずる。

これらより、消費税法改正法においては、改正は見送られましたが、平成 25 年 3 月までには相続税法の改正案がまとめられ開示されるものと思われます。

一 年末調整関係【生命保険料控除】一

平成 22 年度税制改正で生命保険料控除の見直しがあり、平成 24 年分以後の所得税について適用されることになっていきます(住民税は平成 25 年分から適用)。

(1)【旧制度】平成 23 年分まで適用

平成 23 年 12 月 31 日までに生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等については、従前の生命保険料控除制度が適用されます。保険料控除額の計算は次の表の通りです。

(旧制度保険料控除の控除額計算表)

支払った保険料等の金額	控 除 額
25,000円以下	支払った保険料等の金額
25,001円 から 50,000円まで	(支払った保険料等の金額の合計額) ×1/2+12,500円
50,001円 から 100,000円まで	(支払った保険料等の金額の合計額) ×1/4+25,000円
100,001円以上	一律に50,000円

(2)【新制度】平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に係る控除

- ① 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等についての一般生命保険料控除額及び個人年金保険料控除の限度額は、それぞれ 5 万円から 4 万円に減額されました。
- ② 平成 24 年 1 月 1 日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等のうち介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする主契約又は特約に基づいて支払った保険料等について、介護医療保険料控除(適用限度額 4 万円)が設けられました。

(新制度保険料控除の控除額計算表)

支払った保険料等の金額	控 除 額
20,000円以下	支払った保険料等の金額
20,001円 から 40,000円まで	(支払った保険料等の金額の合計額) ×1/2+10,000円
40,001円 から 80,000円まで	(支払った保険料等の金額の合計額) ×1/4+20,000円
80,001円以上	一律に40,000円

(3) 【ご留意事項】旧制度と新制度の両方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額計算

旧制度が適用されている契約と新制度が適用されている契約の両方について保険契約等に加入している場合、次のいずれかを選択して控除額を計算することができます。

適用する生命保険料控除	控 除 額
旧契約のみ生命保険料控除を適用	上記(1)に基づき算定した控除額
新契約のみ生命保険料控除を適用	上記(2)に基づき算定した控除額
新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用	上記(1)に基づき算定した旧契約の控除額と上記(2)に基づき算定した旧契約の控除額の合計額(最高40,000円)

【例】

契約 A(一般生命保険):契約年月日 平成 20 年 9 月 1 日 / 年間支払保険料 72,000 円

契約 B(一般生命保険):契約年月日 平成 24 年 4 月 1 日 / 年間支払保険料 60,000 円

契約 A の控除額 → (1)に基づき控除額を算定:控除額 43,000 円:①

契約 B の控除額 → (2)に基づき控除額を算定:控除額 35,000 円:②

①+②=78,000 円 > 40,000 ∴40,000 円:③

したがって、一般生命保険料控除額は①、②、③から選択することになるため、①43,000 円となります。

(4) 生命保険料控除

一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除については(1)～(3)により算出した控除額、介護医療保険料控除については(2)により算出した控除額をそれぞれ合計した金額が生命保険料控除額となります。ただし、この合計額が 12 万円を超える場合には、生命保険料控除額は 12 万円となります。

ネクストウィル・タックスレビュー Vol.25

発行日:平成 24 年 11 月 9 日(毎月 10 日発行)

発行者:ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

住所:107-0052 東京都港区赤坂 7 丁目 9 番 4 号赤坂 Vetro 3 階 電話:03-3568-1977 / FAX:03-3568-1979



疑問点、不明点等がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

【参考文献】

- 税務研究会「税務通信」3183号、3226号、3230号
- 平成 25 年度 国土交通省税制改正要望事項
- 国税庁 タックスアンサー No.1140

【連絡先】

ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

電話:03-3568-1977 FAX:03-3568-1979 E-mail: info@nextwill.co.jp

担当者: パートナー 西田 誠 / シニア・コンサルタント 武山 洋介

【事業概要】

- 法人アドバイザー事業
法人税務顧問サービス、社外 CFO サービス、記帳代行/事務代行サービス
- 個人アドバイザー事業
所得税・相続税・贈与税等の税務申告サービス、相続・事業承継対策サービス
- 財務アドバイザー事業
M&A アドバイザー業務、財務デューデリジェンス業務
企業価値評価業務、事業再生支援業務